

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月8日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4を次のように改める。

別表第3の4（第2条の4関係）

教育職給料表(1)級別資格基準表

職種	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	学歴免許					
校長	大学卒					25 25
	短大卒					28 28
副校長及び教頭	大学卒				16 16	
	短大卒				19 19	
主幹教諭	大学卒			12 12		
	短大卒			15 15		
教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒		0			
	短大卒	0	2.5 2.5			
実習教諭	大学卒		20 20			
	短大卒		20 20			
	高校卒		20 20			
寄宿舍主任及び寄宿舍副主任	大学卒		20 20			
	短大卒		20 20			
	高校卒		20 20			
講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員	大学卒	0				
	短大卒	0				
	高校卒	0				

備考

- 1 実習教諭の必要在級年数及び必要経験年数については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（実習を行う教科に係るものに限る。）を有する者にあつては、10年とする。
- 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、副主幹、課長、部長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、企画員、室長、総括専門員、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

別表第3の5に備考として次のように加える。

備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、副主

幹、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、企画員、室長及び総括専門員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。